不動産登記規則等一部改正について

１０月９日にお知らせしました標記についてですが、現時点で（１０月２７日現在)、民事局から各法務局に対していまだに通達は出されていないとのことで、１０月２３日に通達（案）として出されたとの情報です。正式にはぎりぎりか、１１月２日以降になるかもしれないという話しもありますが、表題等の申請や権利の申請は、申請書見本のとおりになる模様です。添付書面（添付情報）欄に、記載する必要がありますのでご注意下さい。公嘱土地家屋調査士協会社員として、代理する場合も、添付情報欄には資格証明書の代わりに会社法人等番号の提供が必要なため、あらかじめ、入れておくほうがいいかと思います。

また、前回お知らせしたうち、申請書以外の所有権証明書等の添付書面については、会社法人等の番号の記載は、印鑑証明書によって確認できるので、記載不要ですが、添付書面の、例えば所有権証明書のすぐあとに（会社法人等番号　１９００−０１―・・・・・）と記載する。ことになる模様です。(後記及び申請書見本参照)

従って、権利登記の場合も同様に承諾書等についても、添付書面欄の項目のあとに続けて（会社法人等番号　１９００−０１―・・・・・）と記載する。こととなります。

なお、最初に書いたように正式な通達がでておりませんので、詳細は発出後に改めてお知らせします。

以下　見本です。

例１　　表題登記の場合

添付書類	建物図面　各階平面図　住所証明書　代理権限証書 所有権証明書（会社法人等番号１９００―〇〇・・・・・） 調査書 会社法人等番号

※　取壊し証明書を添付する場合も同じように添付書面欄に　取壊し証明書（会社法人等番号１９００―〇〇・・・・・）と記載する。

申　請　人	四日市市小古曽六丁目１番１９号 株式会社〇〇 （会社法人等番号　１９００―〇〇・・・・・） 代表取締役　　山　田　　太　郎 （連絡先電話番号）

例２　　権利の場合

抵当権者	津市岩田２１番２７号 株式会社百五銀行 （会社法人等番号　１９００―〇〇・・・・・） 代表取締役　　伊　藤　　歳　恭

添付書類	登記原因証明情報	登記識別情報
	印鑑証明書	代理権限証書
	承諾書	

会社法人等番号

（会社法人等番号　１９００–０１―・・・・・）

３　建物引渡証明書、譲渡証明書等申請書以外の添付書面の資格証明書については、当然ながら、添付の必要はなく、会社番号の提供も必要がない。

ただし、添付書面（添付情報）欄に上記のように記載する。

（印鑑証明書を添付するので、会社番号は確認可能。）

申請書以外の添付書面については、以上のように添付書面欄の必要項目のあとに（会社法人等番号　１９００―〇〇・・・・・）と記載する。

となる模様です。

なお、会社法人等番号は、登記情報提供サービスで、検索可能で、番号を調べるだけなら、費用は発生しません。

四日市支部　　朝日奈　晰

登　記　申　請　書

登記の目的　　建物表題登記

添 付 書 類　　建物図面　　各階平面図　所有権証明書（会社法人等番号 1900―01―000011）
住所証明書　代理権限証書　調査書　会社法人等番号

平成２７年　　月　　日申請　　津地方法務局四日市支局

申　請　人　　四日市市小古曽六丁目１番１９号
株式会社山田
（会社法人等番号　1900-01-123456）
代表取締役　山　田　　太　郎

代　理　人　　四日市市小古曽六丁目１番１９号
土地家屋調査士法人　〇〇
（会社法人等番号　1900-05-00002）
代表社員　　〇〇
（連絡先　059-347-9330）

（以下省略）

土地家屋調査士法人が、申請代理人になる場合の見本。
個人の土地家屋調査士が申請代理人になる場合は会社法人等番号は不要。

登　記　申　請　書

登記の目的	所有権移転
原　　因	平成２７年　　月　　日売買
権　利　者	四日市市小古曽六丁目１番１９号 株式会社〇〇 （会社法人等番号　1900-01-123456） 代表取締役
義　務　者	四日市市小古曽六丁目１番１９号 有限会社〇〇 （会社法人等番号　1900-02-00123） 代表取締役
添 付 書 類	登記原因証明情報　登記識別情報 印鑑証明書　　住所証明書 代理権限証書　会社法人等番号
平成２７年　　月	日申請　　津地方法務局四日市支局
代　理　人	四日市市小古曽六丁目１番１９号 司法書士法人〇〇 （会社法人等番号　1900-05-00001） 代表社員 （連絡先　059-347-9330）

（以下省略）

司法書士法人が代理人の場合の見本。